

## その他

### 【二重ローン対策】

- ◆ 平成 23 年 6 月に政府が公表した「二重債務問題への対応方針」を受け、震災の影響で債務の返済ができなくなった個人の方、または、近い将来返済ができなくなることが確実な個人の方の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が、平成 23 年 8 月 22 日から運用が開始されています。

このガイドラインの利用により、金融機関と既存の借入れについて弁済方法の変更や債務の減免などを話し合うことができ、また、法的倒産手続による不利益を回避できます。

なお、当該ガイドラインは、適用開始以降に運用の見直しが行われ、①仮設住宅入居や家賃補助を受給している等現段階で住居費負担が発生していなくても近い将来に住居費負担が発生することを考慮し判断する、②手元に残すことができる現預金を現在の 99 万円から 500 万円を目安に拡張する（ただし、既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産とされる現預金にあたるとしても、返還はしない）等とされています。

- ◆ 詳しくは、個人版私的整理ガイドラインコールセンター（TEL：06-0120-380-883）又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会宮城支部（TEL：022-212-3025）にお問い合わせください。
- ◆ また、宮城県では、東日本大震災の被災者が住宅を再建する場合の負担軽減のため、「宮城県住宅再建支援事業（二重ローン対策）」を平成 24 年 1 月 23 日から受付開始します。

これは、県内の自ら居住する住宅を被災された方（一部損壊含む）で、震災以前にその被災住宅に係る既存の住宅ローンを有し、新たに住宅ローンを契約する時点で被災住宅に 500 万円以上の残債があり、県内に自ら居住する住宅の再建のために 500 万円以上の新たな住宅ローンを有する方を対象に、既存住宅ローンにかかる 5 年間の利子相当額（上限 50 万円）を一括で補助するものです。補助申請は、新たな住宅ローン契約時から 3 か月以内に申請し、受付開始以前に新たな住宅ローンを契約している場合には平成 24 年 3 月 31 日までに申請してください。

- ◆ 詳しくは、宮城県住宅課（TEL：022-211-3256）にお問い合わせください。

### 【預金口座等の確認】

- ◆ 社団法人全国銀行協会では、今回の震災で死亡した方・行方不明になられた方の預金口座について、ご遺族・ご親族が、当該預金者の口座の有無を一括して照会できる相談窓口「被災者預金口座照会センター」を設けています。

詳しくは、全国銀行協会「被災者預金口座照会センター」（TEL：06-0120-751-557）

※平成 24 年 2 月 29 日まで)にお問い合わせください。なお、銀行との取引(口座、通帳、カード等)関係の相談は、取引銀行又は全国銀行協会相談室(Tel:0570-017109又は03-5252-3772)をご利用ください。

- ◆ また、社団法人生命保険協会では、被災された方が、加入していた生命保険会社がわからず保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険会社に契約有無の調査依頼を行っています。  
詳しくは、生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」(Tel:060-0120-001-731)にお問い合わせください。

## 【公共料金の特例措置】

### (電気料金)

- ◆ 災害救助法が適用された宮城県全市町村において、被害を受けた利用者から申出があった場合には、電気料金の支払期限の延伸、不使用月の電気料金の免除等を実施しています。
- ◆ 詳しくは、東北電力コールセンター(Tel:060-0120-175-466)までお問い合わせください。

### (電話料金)

- ◆ 被災による設備故障で電話を利用できなかった場合、避難指示・避難勧告等によって電話を利用できなかった場合は、その期間の電話サービスの基本料金等を無料としています。
- ◆ 詳しくは、NTT東日本料金お問い合わせ受付センター(Tel:060-0120-032-277)までお問い合わせください。

### (NHK料金)

- ◆ 災害救助法が適用された区域内(宮城県内は全市町村)において、「半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約」、「災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている方の放送受信契約」などについて、平成23年3月から平成23年10月までの8か月分の放送受信料が免除されます。
- ◆ 詳しくは、NHK(Tel:0570-077-077(ナビダイヤル)又はTel:050-3786-5003(IP電話・光電話等のお客様))にお問い合わせください。

## 【電話柱の設置に関する相談】

- ◆ 電話柱の設置に関する相談については、NTT宮城設備部アクセスサポート担当(Tel:060-0120-388-740)にご相談ください。

## 【日本司法支援センターの法律相談】

- ◆ 日本司法支援センター（通称：法テラス）では、法的トラブルをかかえた方々に、解決に必要な情報やサービスを提供していますが、東日本大震災の被災者の方々のための電話窓口として、法テラス・サポートダイヤル内に、「震災 法テラスダイヤル」を設けると共に、被災者支援のための出張所を仙台弁護士会の協力のもと南三陸町、山元町及び東松島市の3か所に設置しています。同出張所では、弁護士が常駐し無料法律相談を実施するほか、消費者庁・国民生活センターとの連携事業として、司法書士、税理士、土地家屋調査士、建築士、行政書士、社会保険労務士、社会福祉士の各専門家による無料相談を行います。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。
  - 震災 法テラスダイヤル（TEL：☎0120-078-309） ※2011年11月1日開設  
※ 被災以外の法律問題は、法テラス・サポートダイヤル（TEL：0570-078-374、PHS・IP電話からは03-6745-5600）
  - 法テラス宮城（TEL：050-3383-5538（民事法律扶助））
  - 法テラス南三陸（TEL：050-3383-0210） ※2011年10月3日開所
  - 法テラス山元（TEL：050-3383-0213） ※2011年12月1日開所
  - 法テラス東松島（TEL：050-3383-0009） ※2012年2月6日開所

## 【相続放棄等の申請期間の延長】

- ◆ 今回、民法の特例法が施行され、東日本大震災の被災者であって平成22年12月11日以降に自己のために相続の開始があったことを知った方（相続人）について、相続放棄することができる期間を平成23年11月30日まで延長していましたが、現在は延長期間が終了しています。
- ◆ 未手続きで申請期間を過ぎてしまった場合の相続に関する相談については、震災法テラスダイヤル等にお問い合わせください。（震災法テラスダイヤル等の連絡先は前述参照。）

## 【震災ADR（裁判外紛争解決手続き）】

- ◆ 震災で発生したいろいろな民事トラブル（借地借家、雇用、近隣問題、建物・マンション修繕等）について、裁判によらずに簡易な手続きと低料金で短期間（2か月程度）での解決を図る「震災ADR（裁判外紛争解決手続き）」を仙台弁護士会が開設しています。これは、弁護士が仲裁に入り、和解の道筋を探るもので、事案によっては、不動産鑑定士、建築士等の専門家も協力します。
- ◆ 詳しくは、仙台弁護士会紛争解決支援センター（TEL：022-223-1005）にお問い合わせください。

[ガイドブック目次に戻る](#)  
[東北管区行政評価局HPに戻る](#)